

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、昭和46年7月頃にA県B町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、所持する「国民年金保険料預かり証」のとおり納付している。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料として、B町が発行したとする「国民年金保険料預かり証」を所持しているところ、同町は上記預かり証について、「当時使用していた様式であること、及び押されている印鑑で読み取れる姓に該当する職員は在職していたことは間違いない。」としている上、当該預かり証に記載された保険料「金2,700円」は、申立期間当時の保険料と一致し、預かり日である昭和46年7月23日時点で、仮に申立期間の国民年金被保険者資格の種別が強制であって、未納であれば、過年度納付によることとなるが、同町においては、「国庫金である過年度保険料については、預かっていた。」としていることから、当該預かり証を発行したものと推認できる。

しかしながら、申立人の所持する国民年金手帳及びB町の被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格の種別は任意であり、取得日は、上記預かり日と同日の昭和46年7月23日であることが確認できることから、申立人は、この日に、国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、

申立期間は記録上、任意加入手続前の未加入期間で、保険料を納付できない期間であり、納付できない期間の保険料を預かったにもかかわらず、申立人は、「返金された記憶は無い。」と供述している上、上記被保険者名簿等に返金された形跡も見当たらないことから、行政側において、現在まで処理が適正に行われなかった状況がうかがわれる。

また、未加入期間の国民年金保険料は、制度上、遡って納付することができないことを理由として保険料納付を認めないのは、40年以上も経た今日において申立人に不利益を負担させることとなり相当ではないというべきであり、保険料を納付していたと長年確信していた申立人の心情を踏まえると、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から45年2月までの期間及び47年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から45年2月まで
② 昭和47年3月から49年3月まで

昭和43年頃に母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が家族の分と一緒に自宅に来ていた集金人に納付していた記憶があり、母親からも20歳から国民年金に加入していると聞いていたのに、私だけ未納の期間が有るとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年頃、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料は、母親が家族の分と一緒に自宅に来ていた集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃、申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、加入時点において、申立期間①は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間①の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付を行った場合、作成し保管することとされている申立人に係る特殊台帳は見当たらず、申立人からは遡って納付したとの主張も無い。

また、申立期間②のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間につ

いて、上記の国民年金加入時点では、当該期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるものの、申立人が所持する国民年金手帳の当該期間の印紙検認記録欄には検認印が無いことから、現年度納付されなかったものと考えられ、申立期間②のうち、47年3月から48年3月までの期間について、当該期間の保険料は過年度納付によることとなるが、国庫金である過年度納付の保険料を集金人に納付することはできない上、申立期間②について、申立人からは遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から55年5月まで

私は、亡くなった母親から国民年金に加入するよう勧められ、昭和50年10月頃国民年金に加入した。申立期間当時、国民年金保険料はおよそ3,800円で、毎月、A銀行（現在は、B銀行）C支店で納付していた。年金事務所からは、同年9月から51年5月までについて、私の国民年金手帳記号番号が見つからないとの回答があったが、申立期間に短期間だけ加入して行方不明になった番号が有るはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親の勧めで昭和50年10月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人が当時居住していたD県内全てについて、「E（漢字氏名）」及び「F（カナ氏名）」で検索したが該当者はおらず、申立期間当時、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立人は、昭和60年9月19日に任意の資格で初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが記載されており、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できなかったも

のと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人に対し、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。